

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

「有資除却」ができる場合

Q：当社は、製造業を営む法人です。前期末に生産を打ち切った製品を製造するための機械をまだ廃棄処分しないで残していますが、この機械はその製品をつくるための特殊な機械であり他に転用できません。実際に廃棄していないのですが、当期に除却損として処理できますか。

A：固定資産を姿のあるままその処分見込価額を残して除却する事ができる「有資除却」というものがあります。有資除却できる資産は次のような固定資産で、たとえその資産を取り壊しや廃棄していなくても、その資産の帳簿価額から処分見込価額を控除した金額を除却損として損金に計上する事ができます。

①その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産。

②特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、その製品の生産を中止した事により将来使用される可能性のほとんどない事がその後の状況等からみて明らかな固定資産。

上記の場合の処分見込価額とは、有資除却した資産を下請け会社に売却した場合や鉄くずとしてスクラップ会社に売却した場合における売却価額とします。また、実際の取り壊しに際して取り壊し費用の支出が考えられますが、その費用は実際に取り壊した時に費用として計上するものであって、有資除却する時に、処分見込価額から取り壊し費用の見積額を控除する事はできません。

